



鳥取県公報

平成15年11月21日(金)
号外第151号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(711)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(712)().....	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(713)(水産課).....	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(714)().....	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(715)().....	4

告 示

鳥取県告示第711号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年11月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																					
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.2パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.375パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合	年0.2パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.125パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.325パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合	年0.2パーセント																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が6年を超え7年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント																						
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント																						
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント																						

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント		
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
略		略	

鳥取県告示第712号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。
 平成15年11月21日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率	中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.15パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント	年0.9パーセント
			6年超7年以内	年1.2パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント	年0.9パーセント
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年超8年以内	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.7パーセント	年0.7パーセント
			8年超9年以内	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント	年0.6パーセント
			9年超10年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	年0.5パーセント
			10年超11年以内	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
			11年超13年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	
			12年超14年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
			13年超14年以内	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント	
			14年超15年以内	年2.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント	
	(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.65パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント		
		6年超7年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
		7年超8年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
		8年超9年以内	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント		
		9年超10年以内	年2.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント		
		10年超11年以内	年2.1パーセント以内	年0.85パーセント			
		11年超13年以内	年2.2パーセント以内	年0.75パーセント			
		13年超14年以内	年2.3パーセント以内	年0.65パーセント			
		14年超15年以内	年2.4パーセント以内	年0.55パーセント			
		2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.9パーセント以内	年2.05パーセント
6年超7年以内	年0.95パーセント以内				年2.00パーセント	年1.15パーセント	年1.15パーセント
イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	7年超8年以内			年1.05パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント	年0.95パーセント
	8年超9年以内			年1.15パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント
	9年超10年以内			年1.25パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント
	10年超11年以内			年1.35パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント
	11年超13年以内			年1.45パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント
	13年超14年以内			年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	年0.45パーセント
	14年超15年以内			年1.65パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント	年0.35パーセント
	15年超16年以内			年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント	年0.25パーセント
(2) 大企業に貸し付ける場合	7年以内		年0.75パーセント以内	年2.0パーセント	年1.15パーセント		
	7年超8年以内		年0.85パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント		
	8年超9年以内		年0.95パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント		
	9年超10年以内		年1.05パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント		
	10年超11年以内		年1.15パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント		
	11年超12年以内		年1.25パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント		
	12年超14年以内		年1.35パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント		
	14年超15年以内		年1.45パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント		
	15年超16年以内		年1.55パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント		
	16年超17年以内		年1.65パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		

(2) 大企業に貸し付ける場合	7年超8年以内	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント
	8年超9年以内	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント
	9年超10年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント
	10年超11年以内	年1.6パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
	11年超13年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
	13年超14年以内	年1.8パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
	14年超15年以内	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント
	6年以内	年1.4パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント
	6年超7年以内	年1.45パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
	7年超8年以内	年1.55パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
	8年超9年以内	年1.65パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
	9年超10年以内	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
	10年超11年以内	年1.85パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
	11年超13年以内	年1.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
13年超14年以内	年2.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	
14年超15年以内	年2.15パーセント以内	年0.8パーセント		
3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.7パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント

備考 略

(2) 大企業に貸し付ける場合	7年超8年以内	年1.2パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント
	8年超9年以内	年1.3パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント
	9年超11年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
	11年超12年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
	12年超14年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
	14年超15年以内	年1.7パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント
	7年以内	年1.25パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
	7年超8年以内	年1.45パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
	8年超9年以内	年1.55パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
	9年超11年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
	11年超12年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
	12年超14年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント
	14年超15年以内	年1.95パーセント以内	年0.8パーセント	
	3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント

備考 略

鳥取県告示第713号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
平成15年11月21日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
漁業近代化資金の種類	利子補給率				利子補給率				
	漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者については、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者については、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者については、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者については、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者については、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合

体に限る。 。)に貸し付ける 場合						体に限る。 。)に貸し付ける 場合					
略						略					
3 規則 別表 2に 掲げ る資 金	年1.2パーセント	年1.0パーセント	年1.2パーセント	年1.2パーセント	年1.0パーセント	3 規則 別表 2に 掲げ る資 金	年1.15パーセント	年0.95パーセント	年1.15パーセント	年1.15パーセント	年0.95パーセント
略						略					

鳥取県告示第714号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成15年11月21日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.7</u> パーセント	略	年 <u>1.5</u> パーセント	略

鳥取県告示第715号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成15年11月21日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第6号の資金	年2.325パーセント	略	規則別表第6号の資金	年2.125パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年1.7パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年1.5パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.7パーセント	略		年1.5パーセント	略	

